### 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２４年（フ）第２２５４号**
大阪府大東市新田境町１―26、商業登記簿上の本店所在地大阪府吹田市豊津町15番17―203号
破産者　有限会社イトウ物流商事
1　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
2　一般調査期日　平成25年７月18日午後３時
平成25年５月17日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５１５号**
大阪市此花区四貫島２丁目15番10号
破産者　株式会社タック
1　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
2　一般調査期日　平成25年７月16日午後３時
平成25年５月16日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６３５号**
大阪市鶴見区横堤３丁目７番10号
破産者　有限会社フレッシュマート神戸屋
1　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
2　一般調査期日　平成25年７月16日午後３時
平成25年５月16日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１６号**
神戸市東灘区深江本町３－８―22―502、住民票上の住所神戸市東灘区御影郡家１丁目26番10―305号
破産者　中谷　友美
1　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
2　一般調査期日　平成25年７月19日午後１時30分
平成25年５月16日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第６０号**
富山県高岡市井口本江506番地５、前住所富山県高岡市三女子136番地４
破産者　舘　　芳美
1　破産債権の届出期間　平成25年７月１日まで
2　一般調査期日　平成25年７月25日午後２時
平成25年５月16日　富山地方裁判所高岡支部

**平成２４年（フ）第３８号**
兵庫県南あわじ市松帆古津路1006―１、住民票上の住所兵庫県南あわじ市松帆古津路603番地７
破産者　福原商店こと　福原　景子
1　破産債権の届出期間　平成25年７月８日まで
2　一般調査期日　平成25年８月19日午後１時30分
平成25年５月15日
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

### 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成２４年（フ）第３０号**
宮崎県日南市南郷町南町11番地２　ハウディー南郷301号
破産者　内田　義彦
異議申述期間　平成25年７月18日まで
平成25年５月17日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

### 免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２５年（フ）第４３号**
堺市西区浜寺元町３丁378番地２
破産者　野口　　元
免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
平成25年５月16日
大阪地方裁判所堺支部破産係

### 免責許可決定中更正

**平成２５年（フ）第３０号**
栃木県佐野市若宮上町12番地８　フランボワーズＡ201、開始決定時の住所茨城県古河市けやき平２丁目26番地　ＫＯＧＡ―ＫＥＹＡＫＩ　アレイクルＧ棟102号室
破産者　佐藤　義浩
1　主文　当裁判所が平成25年５月１日になした免責許可決定中、破産者の住所について「茨城県古河市けやき平２丁目26番地　ＫＯＧＡ―ＫＥＹＡＫＩ　アレイクルＧ棟102号室」とあるのを「栃木県佐野市若宮上町12番地８　フランボワーズＡ201、開始決定時の住所茨城県古河市けやき平２丁目26番地　ＫＯＧＡ―ＫＥＹＡＫＩ　アレイクルＧ棟102号室」と更正する。
2　決定年月日　平成25年５月16日
水戸地方裁判所下妻支部

### 特別清算開始

**平成２５年（ヒ）第２０３２号**
東京都大田区西六郷３丁目20番12号
清算株式会社　ユートー工業株式会社
代表清算人　和田山一義
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２５年（ヒ）第４号**
香川県観音寺市室本町1325番地63
清算株式会社　ミスターマックス株式会社
代表清算人　若林　　眞
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高松地方裁判所民事部

### 特別清算協定認可

**平成２５年（ヒ）第２号**
埼玉県川越市大字福田160番地１
清算株式会社　ＮＳＭ株式会社
代表清算人　川見　友康
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権の全額について、本協定認可決定確定時に、その債務を免除する。
2　本協定認可決定確定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
さいたま地方裁判所川越支部

### 包括的禁止命令

**平成２５年（再）第６号**
東京都八王子市南町５番８号
再生債務者　株式会社関東実技
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年５月16日
東京地方裁判所民事第20部

### 再生手続開始

**平成２５年（再）第２号**
神奈川県伊勢原市桜台１丁目35番50号
再生債務者　橋本　四良
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月12日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年７月17日から平成25年７月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

### 再生債権の特別調査期間

**平成２４年（再）第１８号**
大阪府箕面市温泉町１番１号
再生債務者　大阪観光株式会社
特別調査期間　平成25年６月10日から平成25年６月11日まで
平成25年５月15日
大阪地方裁判所第６民事部

### 再生計画認可

**平成２４年（再）第５号**
千葉県松戸市小根本字打越142番地の３
再生債務者　丸正交通有限会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年５月16日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（再）第７号**
茨城県龍ケ崎市野原町78番地
再生債務者　布川交通有限会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年５月16日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係